

# 藤田医科大学組換えDNA実験安全委員会細則

施行 昭和59年4月1日

改正 平成30年10月10日

## (目的)

第1条 この細則は、藤田医科大学組換えDNA実験安全管理規程（以下、安全管理規程という）第4条の規定に基づき設置する藤田医科大学組換えDNA実験安全委員会（以下、委員会という）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (諮問事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して、学長に対し助言又は勧告を行う。

- (1) 実験に関する規程等の立案に関する事項
- (2) 実験計画の内容及び実施方法に関する事項
- (3) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (4) 危険時及び事故発生時の必要な処置及び改善策に関する事項
- (5) 実験に係る施設及び設備に関する事項
- (6) 実験従事者の実験に関する知識及び技術に関する事項
- (7) その他実験の安全確保に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合医科学研究所に属する教員 3名以上
- (2) 医学部に属する教員 3名以上
- (3) 医療科学部に属する教員 1名以上
- (4) 研究支援推進センターに属する教員 1名以上
- (5) 前各号のほか学長が必要と認める者 若干名

2. 委員は、学長が選任し、理事長が任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員が任期の途中で退任したときは、その補欠を選任するものとする。なお、この場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (副委員長)

第6条 副委員長は、委員の中から委員長の指名により選任する。

2. 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が認めた範囲内で委員長の職務を適宜代行することができる。

3. 副委員長の任期は、第1項に定める指名をした委員長の任期と同じとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で副委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 副委員長は、第1項に定める指名をした委員長が退任し、後任が就任したときは、当該就任をもって退任するものとする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2. 前項の場合において、委員会で審議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
3. 議決は、原則として出席した委員全員の合意によるものとする。ただし、全員の合意が得られないときは、選出の部局を問わず出席した委員の3分の2をもって決することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び委員会に出席した者は、委員会で知り得た審査に係る情報について、業務に従事しなくなった後も含め、秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究支援推進センター事務部研究支援課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

(改正)

第12条 この細則の改正は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附則

1. この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
2. 昭和60年12月7日一部改正
3. 平成3年11月13日一部改正
4. 平成14年3月18日一部改正
5. 平成25年4月1日一部改正
6. 平成27年11月1日一部改正

7. 平成28年4月1日一部改正
8. 平成28年6月1日一部改正
9. 平成29年4月1日一部改正
10. 平成30年10月10日一部改正